

# 『東三河後見センター』会報 第26号

平成25年12月10日発行

電話 (0533) 80-2707

発行者：認定NPO法人東三河後見センター

FAX (0533) 80-2708

## 11/2 市民後見シンポジウム開催、12/14 から養成研修開始

名古屋、知多、東三河の3成年後見センターによるシンポジウムに73名が参加

独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成を得て8月から開始した「市民後見の地域モデルの作成と実践事業」。その3本柱の一つである「市民後見シンポジウムー地域で共に暮らすためにー」を11月2日（土）、豊川市文化会館で開催、73名の方が参加しました。放送大学の曽根寛教授の手際の良いコーディネートにより、名古屋、知多、東三河の県内3つの成年後見センターが、それぞれの特色を語り、それぞれで活動する「市民後見人」あるいは「支援員」が活動の様子を具体的に報告、会場からの質問もたくさん出されました。参加者の多くが、愛知県内においても地域により成年後見センターや市民後見人の活動のスタイルが違うことを理解し、東三河でのあるべき形を考える具体的な材料を得ることができ、画期的でした。詳細は、会報2～4ページをご覧ください。

### 市民後見人養成研修の受講者16名

助成事業の柱の一つである「平成25年度東三河市民後見人養成研修」は、最終的に受講者16名が決まり、開始日の12月14日（土）を迎えます。2月26日までの8日間にわたる研修の講師陣もほとんど決まりました。東三河の5市（5社協を含む）から1名ずつ講師を派遣していただくことも実現しそうで、名実ともに5市・5社協の連携・協力によるオール東三河の市民後見人養成研修となり、これも画期的なことです。

## 賛助会員、寄付者、合計170人まであと10人

来年度期限切れを迎える認定NPO法人の更新のため、今年度中に3,000円以上の賛助会費納入者と寄付者、合計170人を集めるという難しい課題に、5月の通常総会以降ずっと挑戦してきました。多くの皆様のご支援ご協力により、12月10日現在、賛助会員71人、寄付89人、合計160人で、あと10人で達成となりました。（規定により、生計同一の方は1人、複数回寄付の方も1人とカウントしています）170人の達成により、来年5月の通常総会后に認定NPO法人の認定申請を愛知県に提出できる見通しができます。認定NPO法人として認定されれば次の5年間も、当法人への寄付金が税制優遇されることになり、当法人の経営の継続性を高めるうえで、大きな力となり、励ましとなります。

東三河後見センターが多くの方のみなさんの支援により支えられていることを実感している今日この頃です。この想いを来年に引き継いで、今後とも一層地域の皆さんの役に立つ活動をしてゆくことをお約束して、新年を迎えます。東三河後見センターの事業に関わる全部のみなさん、1年間ありがとうございました。



(代表理事 長谷川卓也)

## 地域で共に暮らすために ～市民後見人と成年後見支援センターの役割～

11月2日（土）に豊川市文化会館 大会議室にて独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業の「市民後見地域モデルの作成と実践」の一つとしてのシンポジウムを開催しました。市民による市民のための成年後見制度は可能か？先進地の具体的な活動の様子を知り、東三河モデルを考えてみようという趣旨で、総数73名のご参加をいただきました。このシンポジウムは、前号でお知らせした、市民後見東三河モデル検討委員会で企画し、東三河後見センターが主催しました。

市民後見東三河モデル検討委員会委員長の大曾根寛先生（放送大学教授）のコーディネーターのもと、先進地のシンポジストとして、名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部 法人後見センターなごやかぼーと所長、名古屋市成年後見あんしんセンター副所長の平坂義則さん、名古屋市成年後見あんしんセンター市民後見人候補者バンク登録者の中村典子さん、特定非営利活動法人 知多地域成年後見センター事務局長の今井友乃さん、同支援員の松木美奈子さん、そして、当法人代表理事の長谷川卓也さんと当法人市民後見人名簿登録者の池田進さんに登壇していただきました。

この3つの団体の、市民後見人、支援の方が実際の活動の様子などをお話し下さいました。



コーディネーターの  
大曾根寛先生  
市民後見東三河モデル  
検討委員会委員長  
放送大学教授

第1部のはじめに、シンポジウムが円滑に進むよう、大曾根先生よりシンポジウムの趣旨と成年後見制度概要についての講義をしていただきました。

副題にもある、「市民後見人」、「成年後見支援センター」、「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」の言葉の枠組みや構造についてわかりやすくご説明していただきました。

そして、核心となる「市民後見人」については、最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況資料より、最高裁判所も「市民後見人」という統計的な数字をだす作業を始めていることを紹介し、国としても、裁判所としても、「市民後見人」という公的概念をだんだん作りつつある時期と示されました。しかし、実際の中身は個々に分かれている現状であり、今回のシンポジウムで登壇していただく、それぞれのシンポジストが、どういうイメージで「市民後見人」というものをとらえているか確認するよう、シンポジウムの要点を示されました。





名古屋市成年後見あんしんセンター副所長平坂 義則さん  
(左) 市民後見人候補者バンク登録者の中村典子さん(右)「顔の見える、心のこもった活動」をされています。

名古屋市社会福祉協議会の成年後見あんしんセンターは、名古屋市からの委託事業として市民後見人の養成、支援をしています。市民後見人は個人受任をしておりボランティアとして活動しています。現在まで、10名の受任がありました。

中村さんは、後見人としての活動の中で、本人の今までの生活状況を知るために、本人が生活していた街の状況や商店街を実際にみたり、昔の地図を使うなど本人とのコミュニケーションが円滑できるよう工夫していました。また、医療同意やお亡くなりになった場面など、難しい活動は、監督人である名古屋社会福祉協議会の職員とともに対応し、最後まで心のこもった活動をしています。

知多地域成年後見センターの設立のきっかけは、知的障がいのある方への対応からです。5市5町から委託を受け、新たなNPO法人を設立しました。市民活動が盛んな中で誕生し、この5年間に211人の方を受任しています。

法人後見として受任したものを、市民後見人ではなく、研修を受講した支援員に指示して後見事務を行っています。

松木さんは、週に1回、本人さんに生活費とお米を届けています。本人さんの不安や不満を十分傾聴しています。届けた金額が気に食わないと破られたり、携帯が繋がらないという苦情についても、センターと連携しながら対応しています。



特定非営利活動法人知多地域成年後見センター 事務局長の今井友乃さん(左) 支援員の松木美奈子さん(右)「本人のお話をじっくり聞きながら、きめこまやかな対応」をしています。



認定特定非営利活動法人 東三河後見センター 理事長 長谷川卓也(左)さんと、市民後見人の池田進さん(右)「現在、受任している方は3名、後見類型2名、保佐類型1名。認知症等の症状があるものの、状態は良好です」と報告しました。

NPO法人東三河後見センターは、退職金や年金を搾取された知的障がいの方への支援から、引き継ぎの可能な後見事務の必要性を感じ、法人後見を受任する団体として設立しました。平成25年度市民後見人登録名簿登載者は18名。その内の10名の方が30件を受任しています。

池田さんは、JRを退職後、民生委員として活動中に2件の成年後見に関わったのがきっかけです。紆余曲折を経て、平成23年度の市民後見人養成研修を受講しました。福祉経験がなかったので、現場実習がとても新鮮でした。また、受任している方がお亡くなりになった後の事務も、家族状況から、事務担当者として対応しました。



第2部は、事前に質問票を会場の参加者に配布し、訊きたいこと、疑問点などを記入していただき、それをもとに、コーディネーターやシンポジストにお答えいただきました。

### シンポジウムアンケートより 参加者の声

- \* 市民後見人として活躍している方々の話を3地域から聞くことができよかった。法人によってそれぞれ違いがあることがわかった。
- \* 3つの異なった後見センターの代表者から直接話が聞けて違いなども含めて非常に参考になりました。また、実際の支援者の生の声が聞けてよかった。
- \* 発言団体が、名古屋、知多、豊川と地域性が異なる中で、それぞれの実情が分かって、ある程度得心できた。\*制度的にまだまだ未開発なんだということを再確認した
- \* 市民後見人の方が活動していることは知っていたが、後見人の方が普段思っていることや悩んでいること等が直接聞いたのがよかった。(しかし、被後見人が亡くなった時など解決が難しい問題があると感じた。)

## —市民後見人の活動。。

### 市民後見人の活動 保佐人を引き受けて

丸山 智子

私が保佐人の活動を始めて8ヶ月になりました。2010年7月から2012年2月まで、東三河後見センター主催の市民後見人養成研修を「勉強の為に、受けてみようかな」という軽い気持ちで受講しました。研修は、毎回、驚きと感動と笑いがあり、興味深く楽しい時間でした。でも、大変な事例を聞く度に、「私にはできない」という思いになりました。そんな私に勇気を下さったのは、共に研修を受けた方々、中島さん、池田さん、田中さん方のパワフルな生きる姿勢と、東三河後見センターの方々の言葉です。「とりあえず、やってみよう」という前向きな気持ちに変えてくれました。

はじめに8カ月と書いたのは、私が順調に活動できるようになってからの数です。1年7カ月前、2012年4月お母様よりセンターに相談依頼があり、東三河後見センターの方に同席させていただき、お母様の入所されている特養で、被保佐人と面会しました。その後、後見人を依頼した事で親族から反対の意見が出ていたと後で聞きました。

2012年8月、東三河後見センターの方と申し立ての親族の方の受理面接に、裁判所で同席させていただきました。12月に審判確定、保佐の開始となり、東三河後見センターの方が、財産目録等作成し、親族の方との良好な関係が続けられるように整えてから、2013年3月に私に引き継いでくださいました。

被保佐人は知的障がいがありグループホームに入居しています。作業所で働き、月2回デイサービスを利用し、カラオケ好きの笑顔の素敵なお女性です。

保佐人としての大切な仕事は、財産管理と身上監護です。被保佐人の通帳や印鑑は、東三河後見センターで保管していただいているので、通帳記入や契約時のみ使用できるのが安心です。毎月1回グループホームを訪問しています。世話人の方が、ほとんど管理され、通院、買い物等付き添ってくれるので、近況は詳しく聞くことができます。収入、現金の確認と写しをいただき、ご本人に話を伺ってきます。



今後、年を重ねることで、状況も変化してくでしょう。作業所を辞め、グループホームを出ていかなければならないかも知れません。環境が変わっても被保佐人が困らないように、そして生き生きと暮らしていけるように、保佐人としての諸活動を行っていききたいと思います。

## 市民後見人の仕事とは

高森陽一郎

平成24年に後見人の仕事を拝命し、1年半がようやく経過しました。私の担当はS女史。うつ病(84歳)後見人とO氏(47歳)補助人の2名で、長谷川代表理事より、直接指導いただき、現在、スーパービジョンを受けながら、月1回程度の面接を継続しています。

O氏は知的障がいは少しあるものの、ほぼ自立できており、ヘルパーさんの活用で規則正しい生活をされ、補助人が届ける月6万円の生活費で、穏やかな日々を過ごしておられます。O氏は消費税が上がっても、エアコンを使うだけだからあまり心配していないと、のんびり構えておられます。

このケースと好対照なのが、S女史のケースです。1年半目に長谷川さんと同行面接時、『私は東三河後見センターが、このような酷い仕打ちをすることが理解できない。お金を使えないようにしているこのやり方と、勝手に私の通帳から大金を引き出して使っているのは許せない。あなたは、そのような事をしない人だと思うから信用したいと思う。』の恨み言が、毎日のように口をついてでていました。

私が、長谷川さんから引継ぎをして半年すぎまでは、銀行へ行き、通帳記入と残高確認をして、帰路、喫茶店でコーヒブレイクをして帰るのが大体の面接日の行動でした。S女史は新城市内にご主人のお墓があり、特に要望が強く、盆過ぎのお彼岸あたりにお布施、管理料、お茶、線香等をJA、コープでご自分で購入していただき、墓参りの後、必ずお寺さんにお届けし、お下がりをお願いして帰るのが習いとなっております。

ところが、事情が一変したのが盆の墓参り過ぎからでした。「そろそろ、後見人の報酬付与の申し立ての書類の提出が迫ってきているので、やっぴごらん。」と言われ、書類作成し、金額の決定がなされたので、S女史に、「通帳から東三河後見センターの方へ事務費の支払いをするよう裁判所から通知がきたので、UFJへご一緒していただき、現金引き出しを確認していただきたい。」とお願いし、後見センターで代表理事に印を押していただき、本人同行で、UFJ銀行へ行ったところ、印が押してある印とは別の銀行印であると言われ、引き出すことができず帰寮した。後日出直しとなり、再引出日は、生憎S女史は外出帰りで果物を手に、『今から食べるので行けない。あなた一人で』と所長に言われ、男性職員と本人が行かないとまずいことになるという認識を共有しつつも、

やむを得ず払い戻しして、本人に通帳を返却、払戻金は、ゆうちょの口座に振り込み、後日の報酬付与に備えて退出。後は、当施設長から、S女史の怒りが収まらないので説明にきてほしいと連絡があり、9月に4者面接を行ったところ、後見センターの代表理事が言っていた金額と大変な開きがあり、S女史の払い過ぎという所長からのクレームが本人の前でなされ、金銭の扱いの難しさを思い知らされる結果となりました。その日以来、所長とS女史の被害者意識の共有は固く、元に戻すのに今努力中です。

## — 会員ご紹介 —



賛助会員 神谷 まり子

私は、在宅支援ボランティアで活動しています。15年くらい前に、後見人に近い依頼をされたことで苦勞し、東三河後見センターが必要と感じ、ちょっぴりお手伝いや学習会に参加させていただいています。

普通、後見人は亡くなってからは、必要ないのですが、私はその後も苦勞し、大変な思いをしました。103歳で生涯を終えた方は、まったく身内もなく、転居もあちこちしていましたから書類を取り寄せるのも思うようにいかず、残った資産もしばらくはそのままにしておきました。私も少々立て替えた金額もありましたが諦めていました。

別の方の援助でリーガルサポート会員、弁護士の方と接触する機会があり、そのままではいけないことを知り、サポートをうけながらすべて終了したのは、亡くなってから6年経っていました。しかし、お蔭で立替金はいただけました。

制度がある今は、専門家、センターなどに依頼したほうがいいと思います。もう自分も援助をしていただくような年になりました。せめて、東三河後見センターの会員であるだけの協力しかできませんが……。

### 平成25年度東三河市民後見人養成研修の開催予定

(独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業)

(受講者16名)

- |                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| 12月14日(土) 豊橋市文化会館(第4会議室)  | * 市民後見概論、認知症の理解 他 |
| 12月21日(土) 豊橋市文化会館(第3会議室)  | * 成年後見制度概論、各論 他   |
| 1月18日(土) 豊川商工会議所(Aホール)    | * 介護保険法、民法 他      |
| 1月25日(土) 豊川市ふれあいセンター(研修室) | * 関係諸制度の基礎 他      |
| 2月1日(土) 豊川市勤労福祉会館(第2会議室)  | * 成年後見の実務①        |
| 2月8日(土) 豊川市勤労福祉会館(第2会議室)  | * 成年後見の実務②        |
| 2月15日(土) 豊川市勤労福祉会館(第2会議室) | * 事例検討            |
| 2月26日(水) 豊川市勤労福祉会館(研修室)   | * 家庭裁判所の役割、修了式    |
- ※フォローアップ研修として開講している講座もあります(4単位以上)。受講を希望される方は、勉強したい方は事務所までご連絡を!

## 東三河後見センターの今後の予定(12月～3月)



☆原則第2月曜日 15時00分より 事務局会議(事務所にて)  
☆毎週火曜日 9時15分より ミーティング(事務所にて)

12月28日(土)～1月5日(月) 商工会議所冬季休業の為、事務所閉業  
※連絡をとることはできません。

1月15日(水) 19:00～20:50 成年後見学習会  
成年後見人として知っておきたい老人ホーム等について  
会場:ウィズ豊川(豊川市社会福祉協議会)研修室1

2月2日(日) 10:00～12:00 成年後見事例研究会  
愛知県社会福祉士会東三河支部との勉強会  
会場:プリオ 4階 会議室3  
※参加をご希望される方は、事前にご連絡ください。

3月19日(水) 19:00～20:50 成年後見学習会  
後見センターの現状と報告 意見交換会  
会場:ウィズ豊川(豊川市社会福祉協議会)

## 成年後見学習会のお知らせ

開催日時: 奇数月の第3水曜日 19:00～20:50

第4回学習会は1月15日(水)です。

今後の予定: 3月19日

場 所: ウィズ豊川(豊川市社会福祉協議会) 豊川市諏訪3丁目242番地

内 容: 事例検討 フリーディスカッション

参加費用: 無料(会員、非会員は問いません。どなたでも参加できます。)

※資料代が発生する場合には、事前にお知らせします。

参加ご希望の方は、資料等準備の都合上、事前に事務局へお知らせください。



○第2回学習会 9月18日(水) 19:00～20:50 ウィズ豊川  
テーマ「現在の生活を維持するためには」 事例提供 工藤 明人

○第3回学習会 11月20日(水) 19:00～20:50 ウィズ豊川  
テーマ「I君の生活」 事例提供 星野 裕さん、小野 晴美さん

## 賛助会員・寄付者一覧 (平成 25 年 9 月 1 日～)

### 【新規賛助会員の皆さま】 (敬称略 入金順)

\*室田 満秋 \*多々内崇文 \*藤城 直司 \*豊田 弘子 \*石川 幸寛 \*藤井 幸夫  
 \*山口 はるみ \*合野眞司 \*佐宗 健二 \*見山 新一 \*八木 憲一郎 \*八木 としえ  
 \*中野 正二 \*磯村 隆樹 \*牛田 清博 \*鈴木 一志 \*丹 公子 \*樋口 茅子  
 \*清水 紀子 \*相原 和代 \*水野 登代子 \*水野 和 \*中嶋 芳夫  
 \*一般社団法人豊川医師会 \*伊藤 文則 \*渡辺 勝弘 \*今部 洋裕

### 【ご寄付をお寄せくださった皆さま】 (敬称略 9月1日以降 入金順)

\*天野 淳 \*村川 賢一 \*田中 義人 \*諏訪 浩幸 \*五十嵐 光子  
 \*城所 敬子 \*杉浦 弥生 \*梅田 大巳 \*峯田 禎三 \*ぎふ市民協  
 \*本多 結城子 \*中村 三千子 \*野澤 佳子 \*今泉 静枝 \*和泉本 勝行  
 \*朝倉 俊雄 \*石野 隆 \*山本 範正 \*前川 副武 \*和田 肇  
 \*木下 義勝 \*藤川 千草 \*岸田 功 \*佐々木 信子 \*宮下 憲一郎  
 \*岸田 勝昭 \*石井 雅裕 \*藤井 浅子 \*丸山 智子 \*池田 敏晃  
 \*池田 知浩 \*岡本 みち子 \*舟木 理恵 \*廣永 義昭  
 \*匿名 13 名

皆さまのご協力に感謝いたします。

### ☆成年後見制度 受任 支援概況

(平成 25 年 12 月 10 日現在)

	後 見	保 佐	補 助
受任状況	30名	9名	10名
市民後見人担当※	22名	3名	2名
受理面接済・確定待ち			1名

※当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人登録名簿登載者の方で、当法人が事務担当者として任命し、実際に活動されている方のことをいいます。

## 賛助会費 又は 寄付金のお願い (12月10日現在)

正 会 員： 54 人  
 (法人正会員 2 含む)  
 賛助会員： 71 人  
 (法人賛助会員 4 含む)  
 寄付者 (3,000 円以上)  
 89 人

皆さまのご支援  
ありがとうございます。

### 編集後記

「市民後見人」とは？まだ明確な定義づけがされているものではありません。しかし、呼称は機関によって異なりますが、今回の会報のシンポジウムに記載したとおり、さまざまな地域で、市民による後見活動が実施されています。法人後見にしても、個人で受任していても、支援を必要とされている方と、真摯に向き合う姿勢がとても大切だと思います。

年末にむけご多忙だと思いますが、お体にお気をつけて良き新年をお迎えください。

(編集：工藤明人)